

「日医標準レセプトソフト」

令和元年 10 月診療報酬改定対応
(入 院)

第二版

2019 年 9 月 25 日

日本医師会 ORCA 管理機構

= 目次 =

■消費税増税に伴う入院点数の改定	2
1. 入院会計の点数置換プログラム	2
2. 入院点数について	3
3. 医療観察入院点数について	12
■入院料点数以外の消費税計算について	13

■改版履歴

初版 2019年 9月24日

第二版 2019年 9月25日

2 頁 入院会計点数置換プログラム登録方法に月次統計画面からも登録可能である旨を追記

■消費税増税に伴う入院点数の改定

令和元年 10 月からの消費税率引き上げに伴い入院料の点数が変更となります。
既に 10 月分以降の入院会計を消費税率引き上げ前の点数で作成済みである場合、入院会計の点数を変更する必要があります。プログラム更新及び、点数改正のマスタ更新を実施した後以下いずれかの作業を行ってください。

- ・「31 入退院登録」から 10 月 1 日異動日で異動処理を行い入院会計の再作成。
- ・「52 月次統計」より、入院会計点数置換プログラムを実行する。

システム管理「5001 病棟管理情報」の表示について

システム管理「5001 病棟管理情報」に表示される入院基本料点数はマスタ更新後有効期間に「R 1. 10. 1」からの開始期間を追加することで改正後の点数が表示されますが、これについては作業必須ではありません。
改正前の旧点数が表示されている場合であっても入院登録上は 10 月からの新点数で入院会計が作成されます。

1. 入院会計の点数置換プログラム

令和元年 10 月以降の入院会計作成済みの剤点数を一括処理で変更するプログラムを提供します。以下の処理手順により実行してください。

- ① 事前にシステム管理「3002 統計帳票出力情報（月次）」より処理を行うプログラムを登録してください。

「(W01) システム管理情報設定」画面の区分コードは未使用の番号を数字 3 桁で指定し、有効年月日は 00000000~99999999 としてください。

確定ボタン（F 1 2）押下で「(W10) システム管理情報—統計帳票出力情報」に画面を切り替えた後、引き続き以下の項目を入力して登録してください。

帳票名	入院会計点数置換（消費税対応）
プログラム名	ORCBNYUINUPD
帳票パラメタ 1～10	設定は不要です

※「(W10) システム管理情報—統計帳票出力情報」画面で F 5 [複写] からの選択登録、又は「(G01) 月次統計」画面の空き番号押下から選択登録することも可能です。

- ② 上記登録が完了したら「52 月次統計」業務より処理を実行します。

※データベースを直接更新しますから処理実行前に以下コマンドで事前にバックアップを実施してください。

```
sudo -u orca pg_dump -Fc orca > ****.dump (****.dump は任意のファイル名)
```

- ③ 処理が終了すると「入院会計点数置換結果リスト（消費増税対応）」が作成されるので、処理結果の内容と、更新後の (I41) 入院会計照会画面を突き合わせて点数が置き換わっていることを確認してください。

結果リストの印刷順は日レセ内部で管理している患者 ID の昇順となります。

入院期間加算等により入院料の明細が月内に複数存在している場合は、剤単位に置き換え結果を記載します。（点数置き換えが発生しない場合も同様です。）

2. 入院点数について

入院料	令和元年 9 月まで	令和元年 10 月以降
【一般病棟入院基本料】		
1 急性期一般入院基本料		
イ 急性期一般入院料 1	1,591 点	1,650 点
ロ 急性期一般入院料 2	1,561 点	1,619 点
ハ 急性期一般入院料 3	1,491 点	1,545 点
ニ 急性期一般入院料 4	1,387 点	1,440 点
ホ 急性期一般入院料 5	1,377 点	1,429 点
ヘ 急性期一般入院料 6	1,357 点	1,408 点
ト 急性期一般入院料 7	1,332 点	1,382 点
2 地域一般入院基本料		
イ 地域一般入院料 1	1,126 点	1,159 点
ロ 地域一般入院料 2	1,121 点	1,153 点
ハ 地域一般入院料 3	960 点	988 点
特別入院基本料	584 点	607 点
【療養病棟入院基本料】		
1 療養病棟入院料 1		
イ 入院料 A	1,810 点	1,813 点
（生活療養を受ける場合）	1,795 点	1,798 点
ロ 入院料 B	1,755 点	1,758 点
（生活療養を受ける場合）	1,741 点	1,744 点
ハ 入院料 C	1,468 点	1,471 点
（生活療養を受ける場合）	1,454 点	1,457 点
ニ 入院料 D	1,412 点	1,414 点
（生活療養を受ける場合）	1,397 点	1,399 点
ホ 入院料 E	1,384 点	1,386 点
（生活療養を受ける場合）	1,370 点	1,372 点
ヘ 入院料 F	1,230 点	1,232 点
（生活療養を受ける場合）	1,215 点	1,217 点
ト 入院料 G	967 点	968 点
（生活療養を受ける場合）	952 点	953 点
チ 入院料 H	919 点	920 点
（生活療養を受ける場合）	904 点	905 点
リ 入院料 I	814 点	815 点
（生活療養を受ける場合）	800 点	801 点
2 療養病棟入院料 2		
イ 入院料 A	1,745 点	1,748 点
（生活療養を受ける場合）	1,731 点	1,734 点
ロ 入院料 B	1,691 点	1,694 点
（生活療養を受ける場合）	1,677 点	1,680 点
ハ 入院料 C	1,403 点	1,406 点
（生活療養を受ける場合）	1,389 点	1,392 点

ニ 入院料D	1,347 点	1,349 点
（生活療養を受ける場合）	1,333 点	1,335 点
ホ 入院料E	1,320 点	1,322 点
（生活療養を受ける場合）	1,305 点	1,307 点
ヘ 入院料F	1,165 点	1,167 点
（生活療養を受ける場合）	1,151 点	1,153 点
ト 入院料G	902 点	903 点
（生活療養を受ける場合）	888 点	889 点
チ 入院料H	854 点	855 点
（生活療養を受ける場合）	840 点	841 点
リ 入院料I	750 点	751 点
（生活療養を受ける場合）	735 点	736 点
特別入院基本料	576 点	577 点
（生活療養を受ける場合）	562 点	563 点
【結核病棟入院基本料】		
1 7 対 1 入院基本料	1,591 点	1,654 点
2 10 対 1 入院基本料	1,332 点	1,385 点
3 13 対 1 入院基本料	1,121 点	1,165 点
4 15 対 1 入院基本料	960 点	998 点
5 18 対 1 入院基本料	822 点	854 点
6 20 対 1 入院基本料	775 点	806 点
特別入院基本料	559 点	581 点
【精神病棟入院基本料】		
1 10 対 1 入院基本料	1,271 点	1,287 点
2 13 対 1 入院基本料	946 点	958 点
3 15 対 1 入院基本料	824 点	830 点
4 18 対 1 入院基本料	735 点	740 点
5 20 対 1 入院基本料	680 点	685 点
特別入院基本料	559 点	561 点
【特定機能病院入院基本料】		
1 一般病棟の場合		
イ 7 対 1 入院基本料	1,599 点	1,718 点
ロ 10 対 1 入院基本料	1,339 点	1,438 点
2 結核病棟の場合		
イ 7 対 1 入院基本料	1,599 点	1,718 点
ロ 10 対 1 入院基本料	1,339 点	1,438 点
ハ 13 対 1 入院基本料	1,126 点	1,210 点
ニ 15 対 1 入院基本料	965 点	1,037 点
3 精神病棟の場合		
イ 7 対 1 入院基本料	1,350 点	1,450 点
ロ 10 対 1 入院基本料	1,278 点	1,373 点
ハ 13 対 1 入院基本料	951 点	1,022 点
ニ 15 対 1 入院基本料	868 点	933 点

【専門病院入院基本料】		
1 7 対 1 入院基本料	1,591 点	1,667 点
2 10 対 1 入院基本料	1,332 点	1,396 点
3 13 対 1 入院基本料	1,121 点	1,174 点
【障害者施設等入院基本料】		
1 7 対 1 入院基本料	1,588 点	1,615 点
2 10 対 1 入院基本料	1,329 点	1,356 点
3 13 対 1 入院基本料	1,118 点	1,138 点
4 15 対 1 入院基本料	978 点	995 点
特定入院基本料	966 点	969 点
イ 7 対 1 入院基本料又は10 対 1 入院基本料 の施設基準を届け出た病棟に入院している 場合		
(1) 医療区分 2 の患者に相当するもの	1,465 点	1,496 点
(2) 医療区分 1 の患者に相当するもの	1,331 点	1,358 点
ロ 13 対 1 入院基本料の施設基準を届け出た 病棟に入院している場合		
(1) 医療区分 2 の患者に相当するもの	1,317 点	1,343 点
(2) 医療区分 1 の患者に相当するもの	1,184 点	1,206 点
ハ 15 対 1 入院基本料の施設基準を届け出た 病棟に入院している場合		
(1) 医療区分 2 の患者に相当するもの	1,219 点	1,244 点
(2) 医療区分 1 の患者に相当するもの	1,086 点	1,107 点
【有床診療所入院基本料】		
1 有床診療所入院基本料 1		
イ 14 日以内の期間	861 点	917 点
ロ 15 日以上30 日以内の期間	669 点	712 点
ハ 31 日以上30 日以上の期間	567 点	604 点
2 有床診療所入院基本料 2		
イ 14 日以内の期間	770 点	821 点
ロ 15 日以上30 日以内の期間	578 点	616 点
ハ 31 日以上30 日以上の期間	521 点	555 点
3 有床診療所入院基本料 3		
イ 14 日以内の期間	568 点	605 点
ロ 15 日以上 30 日以内の期間	530 点	567 点
ハ 31 日以上30 日以上の期間	500 点	534 点
4 有床診療所入院基本料 4		
イ 14 日以内の期間	775 点	824 点
ロ 15 日以上30 日以内の期間	602 点	640 点
ハ 31 日以上30 日以上の期間	510 点	542 点
5 有床診療所入院基本料 5		
イ 14 日以内の期間	693 点	737 点
ロ 15 日以上30 日以内の期間	520 点	553 点

ハ 31 日以上の期間	469 点	499 点
6 有床診療所入院基本料 6		
イ 14 日以内の期間	511 点	543 点
ロ 15 日以上30 日以内の期間	477 点	509 点
ハ 31 日以上の期間	450 点	480 点
【有床診療所療養病床入院基本料】		
1 入院基本料 A	994 点	1,057 点
（生活療養を受ける場合）	980 点	1,042 点
2 入院基本料 B	888 点	945 点
（生活療養を受ける場合）	874 点	929 点
3 入院基本料 C	779 点	827 点
（生活療養を受ける場合）	765 点	813 点
4 入院基本料 D	614 点	653 点
（生活療養を受ける場合）	599 点	638 点
5 入院基本料 E	530 点	564 点
（生活療養を受ける場合）	516 点	549 点
特別入院基本料	459 点	488 点
（生活療養を受ける場合）	444 点	473 点
【救命救急入院料】		
1 救命救急入院料 1		
イ 3 日以内の期間	9,869 点	10,223 点
ロ 4 日以上 7 日以内の期間	8,929 点	9,250 点
ハ 8 日以上14 日以内の期間	7,623 点	7,897 点
2 救命救急入院料 2		
イ 3 日以内の期間	11,393 点	11,802 点
ロ 4 日以上 7 日以内の期間	10,316 点	10,686 点
ハ 8 日以上14 日以内の期間	9,046 点	9,371 点
3 救命救急入院料 3		
イ 救命救急入院料		
（1）3 日以内の期間	9,869 点	10,223 点
（2）4 日以上 7 日以内の期間	8,929 点	9,250 点
（3）8 日以上14 日以内の期間	7,623 点	7,897 点
ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料		
（1）3 日以内の期間	9,869 点	10,223 点
（2）4 日以上 7 日以内の期間	8,929 点	9,250 点
（3）8 日以上60 日以内の期間	8,030 点	8,318 点
4 救命救急入院料 4		
イ 救命救急入院料		
（1）3 日以内の期間	11,393 点	11,802 点
（2）4 日以上 7 日以内の期間	10,316 点	10,686 点
（3）8 日以上14 日以内の期間	9,046 点	9,371 点
ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料		

(1) 3 日以内の期間	11,393 点	11,802 点
(2) 4 日以上 7 日以内の期間	10,316 点	10,686 点
(3) 8 日以上 14 日以内の期間	9,046 点	9,371 点
(4) 15 日以上 60 日以内の期間	8,030 点	8,318 点
【特定集中治療室管理料】		
1 特定集中治療室管理料 1		
イ 7 日以内の期間	13,650 点	14,211 点
ロ 8 日以上 14 日以内の期間	12,126 点	12,633 点
2 特定集中治療室管理料 2		
イ 特定集中治療室管理料		
(1) 7 日以内の期間	13,650 点	14,211 点
(2) 8 日以上 14 日以内の期間	12,126 点	12,633 点
ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料		
(1) 7 日以内の期間	13,650 点	14,211 点
(2) 8 日以上 60 日以内の期間	12,319 点	12,833 点
3 特定集中治療室管理料 3		
イ 7 日以内の期間	9,361 点	9,697 点
ロ 8 日以上 14 日以内の期間	7,837 点	8,118 点
4 特定集中治療室管理料 4		
イ 特定集中治療室管理料		
(1) 7 日以内の期間	9,361 点	9,697 点
(2) 8 日以上 14 日以内の期間	7,837 点	8,118 点
ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料		
(1) 7 日以内の期間	9,361 点	9,697 点
(2) 8 日以上 60 日以内の期間	8,030 点	8,318 点
【ハイケアユニット入院医療管理料】		
1 ハイケアユニット入院医療管理料 1	6,584 点	6,855 点
2 ハイケアユニット入院医療管理料 2	4,084 点	4,224 点
【脳卒中ケアユニット入院医療管理料】		
	5,804 点	6,013 点
【小児特定集中治療室管理料】		
1 7 日以内の期間	15,752 点	16,317 点
2 8 日以上 14 日以内の期間	13,720 点	14,211 点
【新生児特定集中治療室管理料】		
1 新生児特定集中治療室管理料 1	10,174 点	10,539 点
2 新生児特定集中治療室管理料 2	8,109 点	8,434 点
【総合周産期特定集中治療室管理料】		
1 母体・胎児集中治療室管理料	7,125 点	7,381 点
2 新生児集中治療室管理料	10,174 点	10,539 点

【新生児治療回復室入院医療管理料】	5,499 点	5,697 点
【一類感染症患者入院管理料】		
1 14 日以内の期間	9,046 点	9,371 点
2 15 日以上期間	7,826 点	8,108 点
【特殊疾患入院医療管理料】		
特殊疾患入院医療管理料	2,009 点	2,070 点
イ 医療区分 2 の患者に相当するもの	1,857 点	1,909 点
ロ 医療区分 1 の患者に相当するもの	1,701 点	1,743 点
【小児入院医療管理料】		
1 小児入院医療管理料 1	4,584 点	4,750 点
2 小児入院医療管理料 2	4,076 点	4,224 点
3 小児入院医療管理料 3	3,670 点	3,803 点
4 小児入院医療管理料 4	3,060 点	3,171 点
5 小児入院医療管理料 5	2,145 点	2,206 点
【回復期リハビリテーション病棟入院料】		
1 回復期リハビリテーション病棟入院料 1	2,085 点	2,129 点
(生活療養を受ける場合)	2,071 点	2,115 点
2 回復期リハビリテーション病棟入院料 2	2,025 点	2,066 点
(生活療養を受ける場合)	2,011 点	2,051 点
3 回復期リハビリテーション病棟入院料 3	1,861 点	1,899 点
(生活療養を受ける場合)	1,846 点	1,884 点
4 回復期リハビリテーション病棟入院料 4	1,806 点	1,841 点
(生活療養を受ける場合)	1,791 点	1,827 点
5 回復期リハビリテーション病棟入院料 5	1,702 点	1,736 点
(生活療養を受ける場合)	1,687 点	1,721 点
6 回復期リハビリテーション病棟入院料 6	1,647 点	1,678 点
(生活療養を受ける場合)	1,632 点	1,664 点
【地域包括ケア病棟入院料】		
1 地域包括ケア病棟入院料 1	2,738 点	2,809 点
(生活療養を受ける場合)	2,724 点	2,794 点
2 地域包括ケア入院医療管理料 1	2,738 点	2,809 点
(生活療養を受ける場合)	2,724 点	2,794 点
3 地域包括ケア病棟入院料 2	2,558 点	2,620 点
(生活療養を受ける場合)	2,544 点	2,605 点
4 地域包括ケア入院医療管理料 2	2,558 点	2,620 点
(生活療養を受ける場合)	2,544 点	2,605 点
5 地域包括ケア病棟入院料 3	2,238 点	2,285 点
(生活療養を受ける場合)	2,224 点	2,270 点
6 地域包括ケア入院医療管理料 3	2,238 点	2,285 点
(生活療養を受ける場合)	2,224 点	2,270 点
7 地域包括ケア病棟入院料 4	2,038 点	2,076 点

(生活療養を受ける場合)	2,024 点	2,060 点
8 地域包括ケア入院医療管理料 4	2,038 点	2,076 点
(生活療養を受ける場合)	2,024 点	2,060 点
地域包括ケア病棟入院料 1 (特定地域)	2,371 点	2,433 点
(生活療養を受ける場合)	2,357 点	2,418 点
地域包括ケア入院医療管理料 1 (特定地域)	2,371 点	2,433 点
(生活療養を受ける場合)	2,357 点	2,418 点
地域包括ケア病棟入院料 2 (特定地域)	2,191 点	2,244 点
(生活療養を受ける場合)	2,177 点	2,230 点
地域包括ケア入院医療管理料 2 (特定地域)	2,191 点	2,244 点
(生活療養を受ける場合)	2,177 点	2,230 点
地域包括ケア病棟入院料 3 (特定地域)	1,943 点	1,984 点
(生活療養を受ける場合)	1,929 点	1,970 点
地域包括ケア入院医療管理料 3 (特定地域)	1,943 点	1,984 点
(生活療養を受ける場合)	1,929 点	1,970 点
地域包括ケア病棟入院料 4 (特定地域)	1,743 点	1,774 点
(生活療養を受ける場合)	1,729 点	1,760 点
地域包括ケア入院医療管理料 4 (特定地域)	1,743 点	1,774 点
(生活療養を受ける場合)	1,729 点	1,760 点
【特殊疾患病棟入院料】		
1 特殊疾患病棟入院料 1	2,008 点	2,070 点
2 特殊疾患病棟入院料 2	1,625 点	1,675 点
イ 特殊疾患病棟入院料 1 の施設基準を届け出た病棟に入院している場合		
(1) 医療区分 2 の患者に相当するもの	1,857 点	1,910 点
(2) 医療区分 1 の患者に相当するもの	1,701 点	1,745 点
ロ 特殊疾患病棟入院料 2 の施設基準を届け出た病棟に入院している場合		
(1) 医療区分 2 の患者に相当するもの	1,608 点	1,657 点
(2) 医療区分 1 の患者に相当するもの	1,452 点	1,491 点
【緩和ケア病棟入院料】		
1 緩和ケア病棟入院料 1		
イ 30 日以内の期間	5,051 点	5,207 点
ロ 31 日以上60 日以内の期間	4,514 点	4,654 点
ハ 61 日以上	3,350 点	3,450 点
2 緩和ケア病棟入院料 2		
イ 30 日以内の期間	4,826 点	4,970 点
ロ 31 日以上60 日以内の期間	4,370 点	4,501 点
ハ 61 日以上	3,300 点	3,398 点
【精神科救急入院料】		
1 精神科救急入院料 1		
イ 30 日以内の期間	3,557 点	3,579 点
ロ 31 日以上	3,125 点	3,145 点

2 精神科救急入院料 2		
イ 30 日以内の期間	3,351 点	3,372 点
ロ 31 日以上 30 日未満の期間	2,920 点	2,938 点
【精神科急性期治療病棟入院料】		
1 精神科急性期治療病棟入院料 1		
イ 30 日以内の期間	1,984 点	1,997 点
ロ 31 日以上 30 日未満の期間	1,655 点	1,665 点
2 精神科急性期治療病棟入院料 2		
イ 30 日以内の期間	1,881 点	1,883 点
ロ 31 日以上 30 日未満の期間	1,552 点	1,554 点
【精神科救急・合併症入院料】		
1 30 日以内の期間	3,560 点	3,579 点
2 31 日以上 30 日未満の期間	3,128 点	3,145 点
【児童・思春期精神科入院医療管理料】		
	2,957 点	2,995 点
【精神療養病棟入院料】		
	1,090 点	1,091 点
【認知症病棟入院料】		
1 認知症治療病棟入院料 1		
イ 30 日以内の期間	1,809 点	1,811 点
ロ 31 日以上 60 日以内の期間	1,501 点	1,503 点
ハ 61 日以上 90 日未満の期間	1,203 点	1,204 点
2 認知症治療病棟入院料 2		
イ 30 日以内の期間	1,316 点	1,318 点
ロ 31 日以上 60 日以内の期間	1,111 点	1,112 点
ハ 61 日以上 90 日未満の期間	987 点	988 点
【特定一般病棟入院料】		
1 特定一般病棟入院料 1	1,121 点	1,152 点
2 特定一般病棟入院料 2	960 点	987 点
特定一般病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料 1 に該当する場合）	2,371 点	2,432 点
特定一般病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料 2 に該当する場合）	2,191 点	2,243 点
特定一般病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料 3 に該当する場合）	1,943 点	1,983 点
特定一般病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料 4 に該当する場合）	1,743 点	1,773 点
【地域移行機能強化病棟入院料】		
	1,527 点	1,539 点
【短期滞在手術等基本料】		
1 短期滞在手術等基本料 1	2,856 点	2,947 点
2 短期滞在手術等基本料 2	4,918 点	5,075 点

(生活療養を受ける場合)	4,890 点	5,046 点
3 短期滞在手術等基本料 3		
イ D237 終夜睡眠ポリグラフィー 3 (1 及び 2 以外)	9,265 点	9,424 点
(生活療養を受ける場合)	9,194 点	9,350 点
ロ D291-2 小児食物アレルギー負荷検査	6,090 点	6,237 点
(生活療養を受ける場合)	6,019 点	6,164 点
ハ D413 前立腺針生検法	11,334 点	11,736 点
(生活療養を受ける場合)	11,263 点	11,662 点
ニ K093-2 関節鏡下手根管開放手術	19,394 点	19,747 点
(生活療養を受ける場合)	19,323 点	19,673 点
ホ K196-2 胸腔鏡下交感神経節切除術 (両側)	41,072 点	42,138 点
(生活療養を受ける場合)	41,001 点	42,064 点
ヘ K282 水晶体再建術・眼内レンズ挿入・その他 (片側)	22,010 点	22,411 点
(生活療養を受ける場合)	21,939 点	22,337 点
ト K282 水晶体再建術・眼内レンズ挿入・その他 (両側)	37,272 点	37,839 点
(生活療養を受ける場合)	37,201 点	37,765 点
チ K474 乳腺腫瘍摘出術 (長径 5 cm 未満)	19,967 点	20,756 点
(生活療養を受ける場合)	19,896 点	20,683 点
リ K616-4 経皮的シャント拡張術・血栓除去術	37,350 点	38,243 点
(生活療養を受ける場合)	37,279 点	38,169 点
ヌ K617 下肢静脈瘤手術 (抜去切除術)	23,655 点	24,242 点
(生活療養を受ける場合)	23,584 点	24,168 点
ル K617 下肢静脈瘤手術 (硬化療法)	12,082 点	12,507 点
(生活療養を受ける場合)	12,011 点	12,433 点
ヲ K617 下肢静脈瘤手術 (高位結紮術)	11,390 点	11,704 点
(生活療養を受ける場合)	11,319 点	11,630 点
ワ K633 鼠径ヘルニア手術 (3 歳未満)	34,388 点	35,444 点
(生活療養を受ける場合)	34,317 点	35,371 点
カ K633 鼠径ヘルニア手術 (3 歳以上 6 歳未満)	27,515 点	28,368 点
(生活療養を受ける場合)	27,444 点	28,294 点
ヨ K633 鼠径ヘルニア手術 (6 歳以上 15 歳未満)	24,715 点	25,578 点
(生活療養を受ける場合)	24,644 点	25,505 点
タ K633 鼠径ヘルニア手術 (15 歳以上)	24,540 点	25,394 点
(生活療養を受ける場合)	24,469 点	25,321 点
レ K634 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術 (3 歳未満)	68,168 点	69,217 点
(生活療養を受ける場合)	68,097 点	69,143 点
ソ K634 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術 (3 歳以上 6 歳未満)	54,494 点	55,428 点
(生活療養を受ける場合)	54,423 点	55,354 点
ツ K634 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術 (6 歳以上 15 歳未満)	43,122 点	44,061 点

(生活療養を受ける場合)	43,051 点	43,988 点
ネ K634 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術 (15 歳以上)	50,397 点	51,719 点
(生活療養を受ける場合)	50,326 点	51,645 点
ナ K721 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術 2cm未満	14,163 点	14,525 点
(生活療養を受ける場合)	14,092 点	14,451 点
ラ K721 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術 2cm以上	17,699 点	18,141 点
(生活療養を受ける場合)	17,628 点	18,068 点
ム K743 痔核手術 (硬化療法 (四段階注射法))	12,079 点	12,383 点
(生活療養を受ける場合)	12,008 点	12,309 点
ウ K768 体外衝撃波腎・尿管結石破砕術	27,934 点	28,268 点
(生活療養を受ける場合)	27,863 点	28,194 点
ヰ K867 子宮頸部 (腔部) 切除術	17,552 点	18,179 点
(生活療養を受ける場合)	17,481 点	18,106 点
ノ K873 子宮鏡下子宮筋腫摘出術	34,354 点	35,141 点
(生活療養を受ける場合)	34,283 点	35,067 点
オ M001-2 ガンマナイフによる定位放射線治療	59,998 点	60,403 点
(生活療養を受ける場合)	59,927 点	60,330 点

3. 医療観察入院点数について

入院料	令和元年 9月まで	令和元年 10月以降
【入院対象者入院医学管理料】		
イ 急性期入院対象者入院医学管理料	6,705 点	6,737 点
ロ 回復期入院対象者入院医学管理料	4,938 点	4,962 点
ハ 社会復帰期入院対象者入院医学管理料	5,842 点	5,870 点

■入院料点数以外の消費税計算について

入院機能で消費税が関連する項目として、室料差額の消費税、選定入院となった場合の患者自己負担部分の消費税計算があります。いずれの項目もシステム管理で消費税を「あり」とした場合に消費税計算を行います。これについてもプログラム更新を実施することで令和元年10月以降の消費税率を10%で計算を行います。